

元号の取り扱いについて

問総務課 **本**6階 **☎**(23)8702

市から発送する文書の年表記については、原則として元号を使用していますが、皇位の継承に伴い、5月1日から元号が「令和」となります。同日以降に市から発送する文書については原則として新元号「令和」を用います。

しかしながら、納税通知書に記載する納期限など、事務処理の時期の関係から新元号の記載が間に合わなく「平成」で表記しているものもあります。

元号が変わっても、「平成」で表記された期日などについては、法律的に効果が変わることはありませんので、有効なものです。

なお、改めて文書などの発行や発送は行いませんので、「平成」と表記されている部分は、新元号「令和」に読み替えていただきますようお願いいたします。



大田原市で実施しているお子さんの予防接種

問健康政策課 **本**3階 **☎**(23)8975

市では、感染症の発生およびまん延を防ぐため、以下の対象年齢に応じた予防接種を実施しています。

《定期接種》

種 類	回数	対 象 月 齢
ヒブ	4回	生後2か月から生後60か月に至るまでの間(生後2か月～5歳未満) ※接種開始年齢などにより接種回数は異なります。
小児の肺炎球菌感染症	4回	生後2か月から生後60か月に至るまでの間(生後2か月～5歳未満) ※接種開始年齢などにより接種回数は異なります。
B型肝炎	3回	1歳に至るまでの間(1歳未満)
ジフテリア・百日せき破傷風・不活化ポリオ	4回	生後3か月から生後90か月に至るまでの間(生後3か月～7歳半未満)
B C G	1回	生後12か月に至るまでの間(1歳未満) ※標準的には、生後5か月から生後8か月未満の間に受けます。
麻疹風しん	2回	1期(1回目)…生後12か月～生後24か月に至るまでの間(1歳～2歳未満) 2期(2回目)…就学前1年間(平成25年4月2日生まれ～平成26年4月1日生まれの年長児)
水痘(みずぼうそう)	2回	生後12か月～生後36か月に至るまでの間にある者(1歳～3歳未満)
日本脳炎	4回	《平成19年4月2日以降に生まれた方》 1期(1～3回目)…生後6か月から生後90か月に至るまでの間(生後6か月～7歳半未満) ※標準的には3歳から接種を開始します。 2期(4回目)…9歳以上13歳未満 《特例措置》次の①または②に該当する方は、特例として不足分の接種が受けられます。 ①平成10年4月2日～平成19年4月1日生まれの方 ⇒20歳未満まで ②平成19年4月2日～平成21年10月1日生まれの方 ⇒9歳以上13歳未満の間
ジフテリア・破傷風	1回	2期…11歳以上13歳未満
ヒトパピローマウイルス感染症(子宮頸がん)	3回	小学6年生～高校1年生相当年齢の女子 ※平成25年6月14日から、積極的な勧奨は行っていません。

《市が行政措置として行う法定外の予防接種》

種 類	回数	対 象 年 齢
ロタウイルス胃腸炎(どちらかを選択)	2回	ロタリックス(1価ワクチン) 生後6週の初日から24週の初日まで
	3回	ロタテック(5価ワクチン) 生後6週の初日から32週の初日まで
おたふくかぜ	1回	1歳以上6歳となる日の属する年度の末日までの間(1歳～年長児の3月31日まで) ※おたふくかぜにかかったことがなく、予防接種も受けていないお子さんが対象です。

※市外の医療機関での接種を希望する場合、定期予防接種に限り、「栃木県内定期予防接種の相互乗り入れ事業」に協力する県内の医療機関であれば、事前の手続きをすることなく接種を受けられます。なお、県内でもこの事業に参加していない医療機関や県外の医療機関で接種を希望する場合は、事前に手続きが必要になります。
 ※法定外の予防接種について、市の委託医療機関以外で接種を希望する場合は、事前の手続きが必要になります。

令和元年度後期高齢者医療保険制度の保険料について

問 国保年金課 本 2階 TEL (23) 1120
 問 栃木県後期高齢者医療広域連合
 TEL 028(627)6805

○令和元年度軽減特例措置の見直しについて

所得の低い方や元被扶養者の方（後期高齢者医療制度に加入する日の前日に被用者保険の被扶養者であった方）への保険料の軽減特例措置は、平成29年度から世代間・世代内の負担公平等の観点から段階的に見直されています。

【所得の低い方への均等割額軽減特例措置】

本来7割軽減のところ特例措置として、平成30年度まで9割軽減、8.5割軽減となっていました。9割軽減に該当する方は、基本的に介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給の対象（ただし、被保険者本人や同一世帯の方で、市町村民税が課税されている方がいる場合は、対象となりません。）となることから、令和元年度は8割軽減に見直されます。

	平成30年度		令和元年度
軽減割合	9割軽減	⇒	8割軽減
	8.5割軽減	⇒	8.5割軽減※

※ 8.5割軽減対象の方は、年金生活者支援給付金の支給対象とならないことなどを踏まえ、激変緩和の観点から、令和元年度は8.5割軽減を据え置きます。

【元被扶養者の方への均等割額軽減特例措置】

平成30年度は特例措置として、制度の加入期間にかかわらず、均等割額が5割軽減されていましたが、令和元年度以降は制度加入後2年間が5割軽減となります。

○軽減判定所得基準の拡充について

均等割軽減の対象となる世帯（被保険者全員と世帯主）の軽減判定所得基準が拡充され、均等割額5割軽減については、被保険者数に乗ずる金額が27.5万円から28万円に、2割軽減については、被保険者数に乗ずる金額が50万円から51万円に引き上げられます。

ご意見ありがとうございます

広報おたわらに対する

市では、より良い広報紙作りのため、毎年10名の方に「広報モニター」をお願いしています。平成30年度にいただいた貴重なご意見の一部をご紹介します。

① 必要な情報・新しく得た情報はありましたか。

○特集「侍塚古墳」の記事は簡潔明瞭で写真のレイアウトもすばらしかった。（4月号）

○特集「民生委員制度」

民生委員の活動は地道でボランティア的要素の多い活動にも関わらず、理解されないこともたくさんあるため、今回の特集は今後の活動にも励みになるものと感じた。（5月号）

○年金を受給している65歳以上の方の市民税・県民税特別徴収制度が参考になった。年金所得に係る所得割額などが年金支給額から特別徴収され、その他の所得に係る分は普通徴収になることがわかった。（6月号）

○特集の「ささえ愛おたわら助け合い事業」の説明、図解もよかったですと思います。ボランティアの顔写真が付いていて、より関心も湧いたと思う。（8月号）

○在宅医療で写真があることでよりわかりやすかった。（11月号）

② 分かりづらい文章表現・単語はありましたか。

○里親制度の説明の際、表現に冷たさを感じてしまった。（10月号）

○「与一の郷ごころ便」記事に実際に送られる写真があると良かった。（11月号）

○大田原マラソンの招待選手紹介の記事の招待選手のナンバーカードがわかりづらかった。（11月号）

③ 写真やデザイン・レイアウトの良点・改善点をお書きください。

○有料広告募集は、掲載可能なことを知らない人も多いと思うので、もっと目立つように大きくした方がよい。

※有料広告については、事務事業実施要綱に基づき、有料広告として掲載料を頂いて掲載をしています。

○月に一度の広報紙なので、限られた紙面の中で、マンネリ化せず情報量の多い広報紙を作ってほしい。

○カレンダー内の毎月人口・世帯数に外国人の項目もあってもいいと思う。

TEL 問 情報政策課 本 6階
 (23) 8700

新エネルギー・省エネルギー関連補助制度

問申生活環境課 本2階 TEL(23)8775
〒324-8641 大田原市本町1-4-1

市では、地球温暖化防止の推進や災害時の非常用電源の確保に資するため、次のとおり、各種エネルギー設備などの導入に関する補助を実施します。

名称	住宅用太陽光発電システム設置費補助金	住宅用省エネ設備設置費補助金	クリーンエネルギー自動車購入費補助金
対象設備 対象車両	住宅用太陽光発電システム	①家庭用燃料電池コージェネレーションシステム(エネファーム) ②定置用リチウムイオン蓄電池	①電気自動車 ②燃料電池自動車 ③プラグインハイブリッド自動車(エンジンで発電した電力を車両外部に供給できるもの)
予算額	11,200,000円(補助金ごとに件数指定はありません。)予算額に達した時点で、補助金の受付を終了します。		
補助金額	1kW当たり20,000円(限度額80,000円)	1 基当たり補助対象経費(設備購入費+設置工事費)の1/10(千円未満切捨て)または100,000円のいずれか少ない額。補助対象経費に消費税は含まない。 ※補助金の交付は、省エネルギー設備の種類区分ごとに、一の住宅に対して1回限り。	1台当たり100,000円 ※補助金の交付は1人1台まで
補助対象者	※次の要件を全て満たす方 ①住宅に太陽光発電システムを設置した方または市内の太陽光発電システム付き住宅を購入した方 ②太陽光発電システムの設置場所に住所を有する方 ③同一世帯の方を含め、市税などを滞納していない方 ④同一世帯の方を含め、平成16年度以降本補助金を市から受けていない方	※次の要件を全て満たす方 ①住宅に対象設備を設置した方または市内の対象設備付き住宅を購入した方 ②対象設備の設置場所に住所を有する方 ③同一世帯の方を含め、市税などを滞納していない方 ④同一世帯の方を含め、平成26年度以降補助申請する住宅で同じ設備区分による補助金を市から受けていない方	※次の要件を全て満たす方 ①市内に住所を有する方 ②自家用自動車として使用する目的で、補助対象車両を新車で購入した方 ③同一世帯の方を含め、市税などを滞納していない方
補助要件	共通要件 事業完了日(太陽光発電システムにおいては電力受給開始日、省エネ設備においては設備の保証開始日)から90日以内に申請書を提出すること ※次の要件を全て満たす事業 ①低圧配電線と逆潮流方式で連系すること ②系統連系を行ったことのない未使用品を設置すること ③太陽電池の最大出力の合計値が10kW未満であること	※次の要件を全て満たす事業 ▶家庭用燃料電池の場合 ①国が実施する補助事業の設備規格に適合していること ▶蓄電池の場合 ①住宅に太陽光発電システムが設置されていること(蓄電池の設置に併せて太陽光発電システムを設置することも可) ②公称最大蓄電容量が1kWh以上のものであること ③太陽光発電システムと連系可能なものであること ④未使用品であること	※次の要件を全て満たす事業 ①平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に、補助を受けようとする車両の新規登録を完了すること ②車両の「使用の本拠の位置」が市内であること ③令和2年3月31日までに申請書を提出すること
提出書類	提出書類の詳細については、下記へお問い合わせいただくか、市ホームページで確認してください。		
申請時期	事業完了後に申請してください	車両購入後に申請してください	
受付期間	平成31年4月1日(月)～令和2年3月31日(火)		
提出方法	<ul style="list-style-type: none"> 生活環境課に持参または郵送してください。(窓口の業務時間：平日午前8時30分～午後5時15分) 代理人の方が申請手続を行う場合、委任状を添付してください。 交付申請書などの様式は生活環境課に備え付けているほか、市ホームページからダウンロードできます。 		

ご協力ありがとうございました

書きそんじハガキキャンペーン2019

皆さまからお預かりした書きそんじハガキは、郵便局で所定の手続きを経て約6万円相当の寄附となりました。未使用切手・テレホンカードその他と併せて日本ユネスコ協会連盟に納入済みです。

これらの寄附はカンボジアなどの子どもたちのために使われます。皆さまの温かいご支援・ご協力、誠にありがとうございました。

問 大田原ユネスコ協会事務局(文化振興課内) TEL(23)3135